

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第三十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年十二月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第四条第八項」及び「認定委員会及び」を削る。

第二条中「、「認定委員会」」、「第四条第一項」及び「認定委員会」を削る。

第二条の五第二号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第四条中「認定委員会の意見を聴いて」を削る。

第五条を次のように改める。

### 第五条 削除

第二十一条を次のように改める。

（審査会の招集等）

**第二十一条** 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有する。

4 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。

5 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。

第四号様式の注2中「昭和三十二年奈良県条例第十五号」を「昭和四十二年奈良県条例第十五号。以下「条例」という。」に改め、同様式の注4を次のように改める。

4 「5 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第5条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であると

きは、「□ の被保険者である。」の□にシ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入してください。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付してください。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告してください。

娘田中継代の出サヤダのヨウシヨウ。

4 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月奈良県条例第15号。以下「条例」という。）附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ の被保険者である。」の□にシ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入してください。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付してください。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告してください。

娘田中継代の出サヤダのヨウシヨウ。

2 「1 死亡職員に関する事項」の欄中「厚生年金保険等の適用」の項目には、死亡職員又は請求者が議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月奈良県条例第15号。以下「条例」という。）附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ の被保険者であった。」の□にシ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入してください。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付してください。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告してください。

第十四号様式の三、第十五号様式及び第十六号様式中「所屬社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改める。

第十九号様式の災害補償記録簿中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改める。

第二十号様式の傷病補償年金記録簿の一号紙中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改め、同様式の障害補償年金記録簿の一号紙中「傷 害 等 級」を「障 害 等 級」に、「傷害の部位」を「障害の部位」に、「所轄社会保険事務所等

「傷病補償年金」を「障害補償年金」に改め、同様式の遺族補償年金記録簿  
「傷病補償年金」を「障害補償年金」に改め、同様式の遺族補償年金記録簿

の一号紙中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。